

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の経緯
- (2) 成年後見制度の概要

2 計画の位置づけ

- (1) 利用促進法第14条第1項に基づく市町村計画
- (2) 総合計画(戦略ビジョン)のもとで、成年後見制度に関する施策を推進する個別計画
- (3) 他の関連個別計画(地域福祉社会計画、高齢者支援計画、障がい者プラン など)

3 計画期間

令和2年(2020年)10月から令和5年度(2023年度)までの3年半とする。
 ※ 次期地域福祉社会計画との統合を見据え、現行の地域福祉社会計画と終期を揃える。



4 計画の策定体制

- (1) 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会
- (2) 保健福祉施策総合推進本部

第2章 計画策定の背景

1 国の動向

- (1) 利用促進法(2016年5月施行)
 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的計画の策定と、基本的事項を調査審議する合議制の機関を設置することが市町村の努力義務とされた。
- (2) 国基本計画(2017年3月閣議決定)
 中核機関の設置、市町村計画の策定、合議制の機関の設置等を市町村の役割とした。

2 札幌市の現状と課題

統計データ(グラフ・表)により、成年後見制度を取り巻く現状と課題を整理する。

【掲載項目(予定)】

- 成年後見制度の利用状況 : 申立件数、管理継続中の本人数、後見人と被後見人の関係別件数
- 権利擁護支援を要する市民の動向 : 認知症高齢者の推移、精神保健福祉手帳・療育手帳所持者の推移
- 成年後見制度に関する事業の現状 : 市民後見人の養成・受任状況、市長申立件数や報酬助成の推移
- 成年後見制度に関する市民意識 : 制度認知度、将来的な制度利用意思、利用を望まない理由 など

第3章 計画の理念・目標と体系

1 基本理念

【基本理念(案)】

一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ

市民、関係団体、行政が連携して権利擁護支援に取り組むことにより、認知症高齢者、精神上的障がいのある方を含む全ての市民が、住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられるまちの姿を表現

基本理念の実現にむけた取組

2 基本目標、3 計画の体系

以下のとおり、体制整備や仕組みづくりにおける3つの基本目標を設定し、その考え方を記載する。そのほか「基本理念」、3つの「基本目標」、6つの「施策」からなる体系図を掲載する。

- ① 成年後見制度の利用促進の基本的な体制整備 ⇒ 基本目標Ⅰ
- ② 成年後見制度の利用前の段階(広報機能・相談機能・利用促進機能) ⇒ 基本目標Ⅱ
- ③ 成年後見制度の利用後の段階(後見人支援機能 など) ⇒ 基本目標Ⅲ

【基本目標Ⅰ】成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します

権利擁護支援を要する人の発見・支援や相談等を役割とする地域連携ネットワークの整備に向けて、ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置等を行う。

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	基本的な体制の整備
--------------------------	-----------

【基本目標Ⅱ】誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

成年後見制度を必要とする方が速やかに制度利用に結びつくよう、制度の周知や利用支援等に関する仕組みづくりを行う。

施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施	広報機能・相談機能
施策3 権利擁護支援に関する検討の場の整備	利用促進機能
施策4 後見人となる人材の育成・活用	利用促進機能
施策5 成年後見制度利用支援事業の推進	利用促進機能

【基本目標Ⅲ】後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

後見人が、地域において孤立することなく、継続的かつ安定的な活動を行えるよう、中核機関を中心としたバックアップ体制を整える。

施策6 後見活動を支援する仕組みづくり	後見人支援機能
---------------------	---------

第4章 施策の展開

【計画における記載方法】

施策ごとに、「現状と課題」「施策の方向性」「主な取組」などを記載する。

基本理念	基本目標		施策		主な取組（現時点で想定する具体的な取組）	
一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぼろ	基本目標Ⅰ	成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します ※ 基本的な体制整備に関する施策の推進	1	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	(1)	地域連携ネットワークの中核となる機関の設置
					(2)	地域連携ネットワークの機能の整備
					(3)	専門職団体や関係機関による協議会の設置
					(4)	チームによる後見活動の推進
	基本目標Ⅱ	誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます ※ 制度利用前の体制整備に関する施策の推進	2	制度利用につながる情報提供や相談の実施	(5)	制度周知のための広報・啓発活動
					(6)	権利擁護支援を必要とする人を発見するための見守り活動の推進
					(7)	成年後見制度の利用に関する相談の実施
					(8)	関係機関の職員に対する研修の実施
			3	権利擁護支援に関する検討の場の整備	(9)	日常生活自立支援事業からの移行支援
					(10)	適切な候補者を推薦するための仕組みづくり
			4	後見人となる人材の育成・活用	(11)	市民後見人の養成
					(12)	法人後見事業の推進
			5	成年後見制度利用支援事業の推進	(13)	市長申立の実施
					(14)	申立費用助成の実施
					(15)	報酬費用助成の実施
	基本目標Ⅲ	後見人が活動しやすい環境づくりを進めます ※ 制度利用後の体制整備に関する施策の推進	6	後見活動を支援する仕組みづくり	(16)	後見活動に関する相談体制の整備
					(17)	チームに対する支援
					(18)	専門職等との連携の強化

第5章 計画の推進について

1 計画の推進体制

- (1) 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会の設置
設置の根拠、委員名簿、審議経過を記載する。
- (2) 計画の進行管理・評価
札幌市地域福祉社会計画審議会等に、取組・事業の進捗状況を報告し、検証を行う。
- (3) 成果指標
中期実施計画（札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019）で設定する成果指標の内容を記載する。

資料編

資料編には、以下の資料を掲載する予定

- ・平成 30 年度 第 4 回市民意識調査の結果
- ・パブリックコメントの実施概要